

令和7年度旭川工業高等専門学校の課外活動に係る在り方に関する方針

1. 課外活動の意義と在り方

- (1) 課外活動は、学校教育の一環として学生の自主的、自発的な参加により行われるものであり、スポーツや文化及び科学等に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、本校が目指す資質・能力の育成に資するものである。本校では課外活動を正課教育では得られない人間形成の場として重要な教育活動の一環と考え、これを援助し指導する。
- (2) 課外活動の実施にあたっては、学習や職務等の他、日々の生活も考慮したバランスのとれた生活を保てるよう配慮されるべきであり、学生と顧問である教職員の合意形成を基に活動量と休養日を定めるものとする。

2. 課外活動の休養日の設定

- (1) 年間を通じ、原則として各週の1日以上平日と、休日（日曜日、土曜日、祝日、年末年始、その他教職員の休日）を休養日とする。また、ある程度の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- (2) (1)に示した休養日であっても、練習試合、大会等（各種コンテスト等含む）及び大会1週間前等の特別な事情がある練習等については活動を可とする。ただし、週に2日以上休養日がとれるよう必要に応じて休養日を振り替えることとする。
- (3) (1)に示した休日に活動する場合は、同一顧問による担当は月に1日までを原則とし、校長が許可した場合にのみ、月に2日以上担当をすることができる。
- (4) 参加する大会については、顧問と部員の双方にとって大きな負担とならないよう、よく相談した上で出場する大会を決定する。
- (5) 1日の活動時間（準備・片付け等含む）は、長くとも平日で19時までの2時間程度、休日（学校の休業日を含む）で3時間以内とし、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。ただし、特別な理由がある場合は、その限りではない。
- (6) 定期試験、中間試験の試験期間中、及び定期試験前1週間の課外活動は、原則として禁止する。なお、大会開催日が試験期間（定期試験前1週間を含む）と重複する場合や、試験期間終了後すぐに大会が開催される場合に、特に出場の要望があるときは、その都度、試合直前の最小限の練習も含め、学生委員会で可否を審議する。
- (7) 校内で合宿を行う場合は、出場する大会等が閉寮期間中や閉寮直後に開催される等のやむを得ない場合に限り、寮生のみ宿泊を可とする。

3. 課外活動の年間計画等の策定

- (1) 顧問は、年間の課外活動計画書（年間目標、参加予定大会、平日の休養日等）、並びに月間の課外活動計画書及び課外活動報告書（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。
- (2) 校長は、活動計画及び活動報告を確認するなどにより、各部等の活動が適切に行われているかを把握し、適宜、指導・是正を行う。

4. 課外活動の運営について

個々の学生の人権に最大限配慮し、体罰は絶対に行わないものとする。